

下川町産業振興基本条例[素案]について ご意見募集中

I 下川町産業振興基本条例について

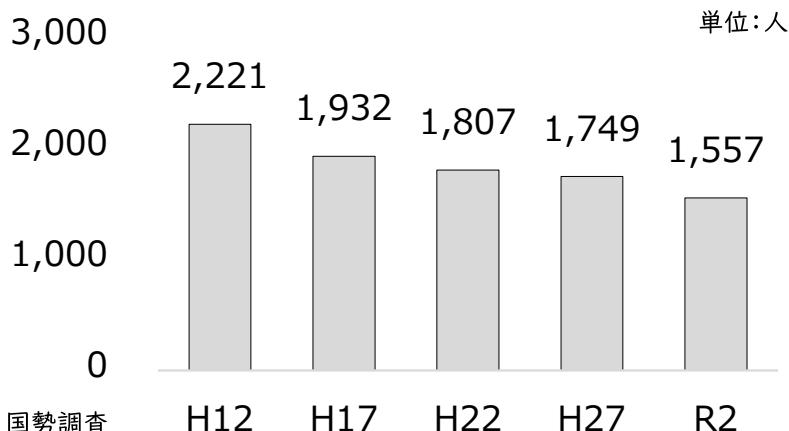
町では、これまで、下川町農業振興基本条例、下川町林業振興基本条例、下川町中小企業振興基本条例により、各産業における経営の安定と地域経済の発展を目指してまいりました。

しかし、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来による人材不足、資材価格やエネルギーコストの高騰による経営の圧迫など、産業を取り巻く環境は益々厳しさを増しており、全産業共通の課題となっています。

この共通課題を解決するため、新たに「下川町産業振興基本条例」を制定し、①全産業横断的な審議の場の創設、②柔軟な補助メニューの見直し、③人材確保に関する支援の拡充、④就労環境の改善、⑤エネルギーコストの削減などを進めるため、下川町産業振興基本条例の制定を予定しています。(下川町農業振興基本条例などは廃止予定。)

この度、下川町産業振興基本条例[素案]を作成しましたので、下川町パブリックコメント手続規則に基づき、意見の公募を行います。

下川町の就業者数の推移



①全産業横断的な審議の場の創設

- 下川町産業振興審議会を創設し、様々な視点から、全産業に共通するテーマを中心とした意見交換や補助メニューを審議。
- 部会を設置し、農業、林業、商工業それぞれの分野における補助メニューの専門的な審議。
- 必要に応じて専門委員を委嘱し、起業化などを審議。

②柔軟な補助メニューの見直し

- 条例で規定する補助内容や補助基準は最低限にとどめ、詳細については、規則や要綱に規定し、柔軟に見直す。
- 規則や要綱に定める補助メニューの見直しについては、議会や審議会の意見を踏まえて適時見直しを行う。

③人材確保に関する支援の充実

- 事業承継予定者に対して、貸付金制度を新設。また、技術指導者に対する支援も併せて実施。
- 人材募集に必要な経費を支援。

④就労環境の改善

■デジタル技術の導入支援により、魅力ある就労環境づくりを促進するとともに、省力化に伴うコスト削減を図る。

⑤エネルギーコストの削減

■省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器の導入支援により、エネルギーコストの削減を図る。

■産業部門のCO₂排出削減により、下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標達成にも寄与。

2 下川町産業振興基本条例の条文

前文 ▶ 条例制定の背景や目指す姿を示したものです。

本町は、明治34年（1901年）に開拓の鉄がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱を礎に幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきた。

この間、産業においては、多様な事業活動を通じて地域経済の基盤を形成し、雇用創出の機能を果たすなど、町の発展を支えてきた。

一方、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、産業を取り巻く環境は大きく変化しており、未来世代に向けて持続的な発展を遂げていくためには、産業に関わる全ての者が課題を共有し、持続可能な産業を共創していくことが必要である。

そのため、産業振興についての基本的な事項を定め、町民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則 ▶ 産業振興に関する基本的な考え方を明らかにするものです。

（目的）

第1条 この条例は、産業振興に関する基本方針及び施策を定め、町の責務、事業者、経済団体等及び町民の役割を明確にし、産業基盤の安定と地域経済の活性化のための総合的な施策を講じることで、町民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 ※条例で使用する用語について規定。（略）

（基本方針）

第3条 町は、事業者の自主的な努力と創意工夫を尊重し、国、北海道及び経済団体等と連携を図りながら、総合的な施策を講じることを基本とする。

（町の責務）

第4条 町は、前条の基本方針に基づき、産業基盤の安定と地域経済の活性化のため、社会経済情勢の変化に適応した必要な支援を講じなければならない。

（事業者及び経済団体等の役割）

第5条 事業者は、事業活動を通じて、地域経済の活性化に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、自主的な努力及び創意工夫により事業活動を行うとともに、人材育成及び働きやすい職場環境づくりに努めるものとする。

3 経済団体等は、事業者の事業活動を支援するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（町民の役割）

第6条 町民は、産業振興が持続的な地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 農業 ▶ 農業の施策や補助事業などについて示したものです。

(農業の施策)

第7条 町は、次に掲げる事項について施策を講ずるものとする。

- (1) 総合的な農業施策
- (2) 環境に配慮した農業の推進
- (3) 生産基盤の整備
- (4) 生産・流通体制の整備
- (5) 農業経営の安定化
- (6) 担い手の確保・育成

第6期下川町総合計画の推進施策

(補助金の交付)

第8条 町は、次に掲げる事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 農業振興事業
- (2) 農業担い手対策事業
- (3) 前各号に属さない事業で、町長が特別に必要と認めた事業

2 前項に規定する補助対象事業の内容及び補助基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1

区分	事業内容	補助基準
農業振興事業	(1)事業者及び経済団体等が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等	当該事業費の2分の1以内
	(2)事業者及び経済団体等が行う農業振興に資する取組	予算に定める範囲内で町長が定める額
	(3)事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入	当該事業費の3分の1以内 ただし、デジタル技術の導入、省エネルギーや再生可能エネルギー機器導入については2分の1以内【新規】
農業担い手対策事業	(1)事業者及び事業承継予定者が行う資格取得、研修、事業者が行う人材募集	当該事業費の2分の1以内 ただし、人材募集については3分の2以内【新規】
	(2)事業者、事業承継予定者及び事業承継者が行う新たな取組、事業承継者が行う施設整備、機械設備等導入	当該事業費の2分の1以内
上記に属さない事業	(1)農業振興上特別に必要と認めるもの	予算に定める範囲内で町長が定める額

(利子補給及び損失補償)

第9条 町は、次に掲げる資金の融資を受けた者に対して、予算の範囲内において利子補給及び損失補償を受けることができる。

- (1) 国及び北海道の要綱等に基づく資金のうち町長が認めた資金
- (2) その他、町長が特別に必要と認めた資金

第3章 林業・林産業 ➡ 林業・林産業の施策や補助事業などについて示したものです。

(林業・林産業の施策)

第10条 町は、次に掲げる事項について施策を講ずるものとする。

- (1)循環型森林経営の推進
- (2)路網整備の推進
- (3)人材確保と育成の強化
- (4)林業・林産業の振興
- (5)森林バイオマスエネルギーの推進
- (6)森林の利活用

第6期下川町総合計画の推進施策

(補助金の交付)

第11条 町は、次に掲げる事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1)私有林整備事業
- (2)林業・林産業振興事業
- (3)前各号に属さない事業で、町長が特別に必要と認めた事業

2 前項に規定する補助対象事業の内容及び補助基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2

区分	事業内容	補助基準
私有林整備事業	(1)森林所有者が行う森林整備	予算に定める範囲内で町長が定める額
林業・林産業振興事業	(1)事業者及び経済団体等が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等	当該事業費の2分の1以内
	(2)事業者及び経済団体等が行う資格取得、研修、人材募集	当該事業費の2分の1以内 ただし、人材募集については3分の2以内【新規】
	(3)事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入	当該事業費の3分の1以内 ただし、デジタル技術の導入、省エネルギー・再生可能エネルギー機器導入については2分の1以内【新規】
上記に属さない事業	(1)林業・林産業振興上特別に必要と認めるもの	予算に定める範囲内で町長が定める額

(利子補給及び損失補償)

第12条 町は、次に掲げる資金の融資を受けた者に対して、予算の範囲内において利子補給及び損失補償を受けることができる。

- (1)国及び北海道の要綱等に基づく資金のうち町長が認めた資金
- (2)その他、町長が特別に必要と認めた資金

第4章 ➡ 商工業の施策や補助事業などについて示したものです。

(商工業の施策)

第13条 町は、次に掲げる事項について施策を講ずるものとする。

- (1)商工業振興

第6期下川町総合計画の推進施策

(補助金の交付)

第14条 町は、次に掲げる事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(1)経営基盤強化及び経営革新事業

(2)人材育成事業

(3)商店街活性化事業

(4)事業承継事業

(5)起業化促進事業

(6)前各号に属さない事業で、町長が特別に必要と認めた事業

2 前項に規定する補助対象事業の内容及び補助基準は、別表第3のとおりとする。

別表第3

区分	事業内容	補助基準
経営基盤強化及び 経営革新事業	(1)事業者及び経済団体等が 行う調査研究、新商品開発、 販路拡大等	当該事業費の2分の1以内
	(2)事業者及び経済団体等が 行う施設整備、機械設備等 導入	当該事業費の3分の1以内 <u>ただし、デジタル技術の導入、 省エネルギーや再生可能エネ ルギー機器導入については 2分の1以内【新規】</u>
人材育成事業	(1)事業者及び経済団体等が 行う資格取得、研修、人材 募集	当該事業費の2分の1以内 <u>ただし、人材募集については 3分の2以内【新規】</u>
商店街活性化事業	(1)事業者及び経済団体等が 行うイベントの開催	当該事業費の2分の1以内
	(2)事業者及び経済団体等が 行う施設整備、機械設備等 導入	当該事業費の3分の1以内
	(3)事業者行う店舗及び附帯す る車庫等の解体	当該事業費の2分の1以内
事業承継事業	(1)事業承継予定者が行う資 格取得、研修	当該事業費の2分の1以内
	(2)事業承継予定者が行う施 設整備、機械設備等導入	当該事業費の2分の1以内【拡 充】
	(3)事業者が事業承継予定者 に行う <u>技術指導【新規】</u>	予算に定める範囲内で町長が 定める額
	(4)事業者が行う企業評価	当該事業費の2分の1以内
起業化促進事業	(1)新たに起業する事業者が行 う資格取得、研修	当該事業費の2分の1以内
	(2)新たに起業する事業者が行 う施設整備、機械設備等導 入	当該事業費の2分の1以内【拡 充】

区分	事業内容	補助基準
上記に属さない事業	(1)商工業振興上特別に必要と認めるもの	予算に定める範囲内で町長が定める額

(利子補給及び損失補償)

第15条 町は、次に掲げる資金の融資を受けた者に対して、予算の範囲内において利子補給及び損失補償を受けることができる。

- (1)国及び北海道の要綱等に基づく資金のうち町長が認めた資金
- (2)その他、町長が特別に必要と認めた資金

(貸付金の決定)

第16条 町は、事業承継予定者に対し1年を限度として、月額200,000円以内を貸し付ける

【新規】ことができる。ただし、町長が特別に必要と認めた場合は、1年を限度に貸付期間を延長することができる。

2 貸付金は、無利子とする。

(償還延期)

第17条 町は、前条の貸付金について、事業承継予定者が技術取得を継続又は事業承継者として経営を継続している場合は、貸付金償還を延期することができる。

(償還免除)

第18条 町は、第16条に定める貸付金について、事業承継者が経営を5年間継続した場合又は町長がやむを得ない事情と認めたときは、貸付金償還の債務を免除することができる。

(貸付金の取消し等)

第19条 町長は、貸付金を受けた者が貸付け条件に違反したとき、その他貸付けを行うことが不適当と認めたときは、当該貸付けの決定を取り消し、又は既に貸付けした貸付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(貸付金の償還等)

第20条 事業承継予定者は、前条の規定により貸付けの決定を取り消されたときは、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に、貸付金の全部を償還しなければならない。

2 貸付金を償還すべき者が、前項に定める償還期限までに償還金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、その未納額に年14.6パーセントの割合をもって、償還の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を徴収する。ただし、町長は特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

第5章 ▶ 審議会の構成や補助金等の報告などについて示したものです。

(審議会の設置)

第21条 町長は、この条例による産業振興を図るため、下川町産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 町長は、前項に規定する審議会に専門事項を調査又は審議させるため、必要に応じて別に専門委員を委嘱することができる。

(審議会の所掌事務)

第22条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査又は審議する。

- (1)産業振興のための施策及び事業に関すること。
- (2)その他、産業振興に関すること。

(審議会の構成)

第23条 審議会は、15人以内の委員で構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 町長は、必要に応じて別に部会を置くことができる。

(報告等)

第24条 町長は、この条例に定める補助金等の交付を受けようとする者、若しくは補助金等の決定を受けた者について報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(補助金等の返還等)

第25条 町長は、補助金を受けた者が補助金等の交付条件に違反したとき、その他補助等を行うことが不適当と認めたときは、当該補助等の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 募集要領

①応募期間

令和6年11月1日（金）～12月2日（月）※郵送は当日消印有効

②閲覧場所

町のホームページ及び行政情報コーナー（役場、公民館、総合福祉センター「ハピネス」）

③意見用紙

町のホームページからダウンロード出来るほか、上記の行政情報コーナーに設置しています。
※住所、氏名、連絡先、ご意見が記載されましたら任意様式でも可能です。

④提出方法

産業振興課へ直接提出、郵送、ファックス、電子メールにて提出願います。

⑤提出先

〒098-1206 下川町幸町63番地

下川町産業振興課（役場庁舎2階）

FAX 01655-4-2517

E-mail syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp

⑥その他

提出された意見は、町の回答と合わせて、ご意見の要旨は公表します。ただし、住所や氏名は公表しません。

⑦お問い合わせ先

産業振興課 TEL4-2511（内線141）